

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
年 月 日			
広島県知事 様			
提出者			
住所		広島県府中市上下町上下945	
氏名		中元クリーニング株式会社 代表取締役社長 岡重 敬	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号		0847-62-2233	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		本社工場	
事業場の所在地		広島県府中市上下町上下945	
事業の種類		洗濯業	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		令和5年4月1日～令和6年3月31日	
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値 別紙8のとおり			
項目		目標値	
排出量		t	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
全処理委託量		t	
優良認定処理業者への処理委託量		t	
再生利用業者への処理委託量		t	
認定熱回収業者への処理委託量		t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度 t	
		前年度 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
※事務処理欄			

計画の実施状況

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

自ラ直接再生利用した量

②

自ラ直接埋立処分した量

③

自ラ中間処理した量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

別紙7のとおり

自ラ中間処理した後の残さ量

⑥

自ラ中間処理により減量した量

⑦

自ラ中間処理した後再生利用した量

⑧

自ラ中間処理した後自ラ埋立処分又は海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ラ中間処理した後の処理委託量

⑩

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭

項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ラ再生利用を行った量	0
⑤自ラ熱回収を行った量	0
⑦自ラ中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ラ埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(特別管理産業廃棄物の種類:)

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙7-その1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和5 年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残存量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類														
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
感染性産業廃棄物														
ばいじん														
燃え殻														
汚泥														
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)														
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)														
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)														
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)														
鉱さい(特定有害産業廃棄物)														
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)														
燃え殻(特定有害産業廃棄物)	343									343	343			
ばいじん(特定有害産業廃棄物)	117.25									117.25	117.25			
廃油(特定有害産業廃棄物)														
汚泥(特定有害産業廃棄物)														
廃酸(特定有害産業廃棄物)														
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)														
合計	460.25	0	0	0	0	0	0	0	0	460.25	460.25	0	0	0

別紙7-その2

	実 績 値(単位:トン/年)									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	⑤ 自ら熱回収を行った量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩ 全処理委託量	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	⑫ 再生利用業者への処理委託量	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類										
廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
污泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定下水污泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻(特定有害産業廃棄物)	343	0	0	0	0	343	343	0	0	0
ばいじん(特定有害産業廃棄物)	117.25	0	0	0	0	117.25	117.25	0	0	0
廃油(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
污泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	460.25	0	0	0	0	460.25	460.25	0	0	0

別紙8(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(R5 年度実績)

単位:トン/年

目標値(前年度に提出した 特別管理産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	840	①排出量	460.25
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		②+⑧自ら直接再生利用を行った量	
自ら熱回収を行う産特別管理産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
全処理委託量	840	⑩全処理委託量	460.25
優良認定処理業者への処理委託量	840	⑪優良認定処理業者への処理委託量	460.25
再生利用業者への処理委託量		⑫再生利用業者への処理委託量	
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月27日

広島県知事 殿

提出者

住所 広島県府中市上下町上下945

氏名 中元クリーニング株式会社 代表取締役社長 岡重 敬

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0847-62-2233

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中元クリーニング株式会社 本社工場
事業場の所在地	広島県府中市上下町上下945
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙5，6のとおり	
①事業の種類	洗濯業
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙5, 6のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度 (年度) 実績】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（ R5年度）実績量

計画：今年度（ R6年度）計画量

単位:トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										電子情報処理組織の使用に関する事項	
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																						
廃酸																						
廃アルカリ																						
感染性産業廃棄物																						
ばいじん																						
燃え殻																						
汚泥																						
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)																						
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)																						
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)																						
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)																						
鉱さい(特定有害産業廃棄物)																						
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)																						
燃え殻(特定有害産業廃棄物)	343	330									343	330	343	330								
ばいじん(特定有害産業廃棄物)	117.25	110									117.25	110	117.25	110								
廃油(特定有害産業廃棄物)																						
汚泥(特定有害産業廃棄物)																						
廃酸(特定有害産業廃棄物)																						
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)																						
合計	460.25	440	0	0	0	0	0	0	0	0	460.25	440	460.25	440	0	0	0	0	0	0	0	0

別紙6（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組）
②計画	（今後実施する予定の取組）

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後，分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

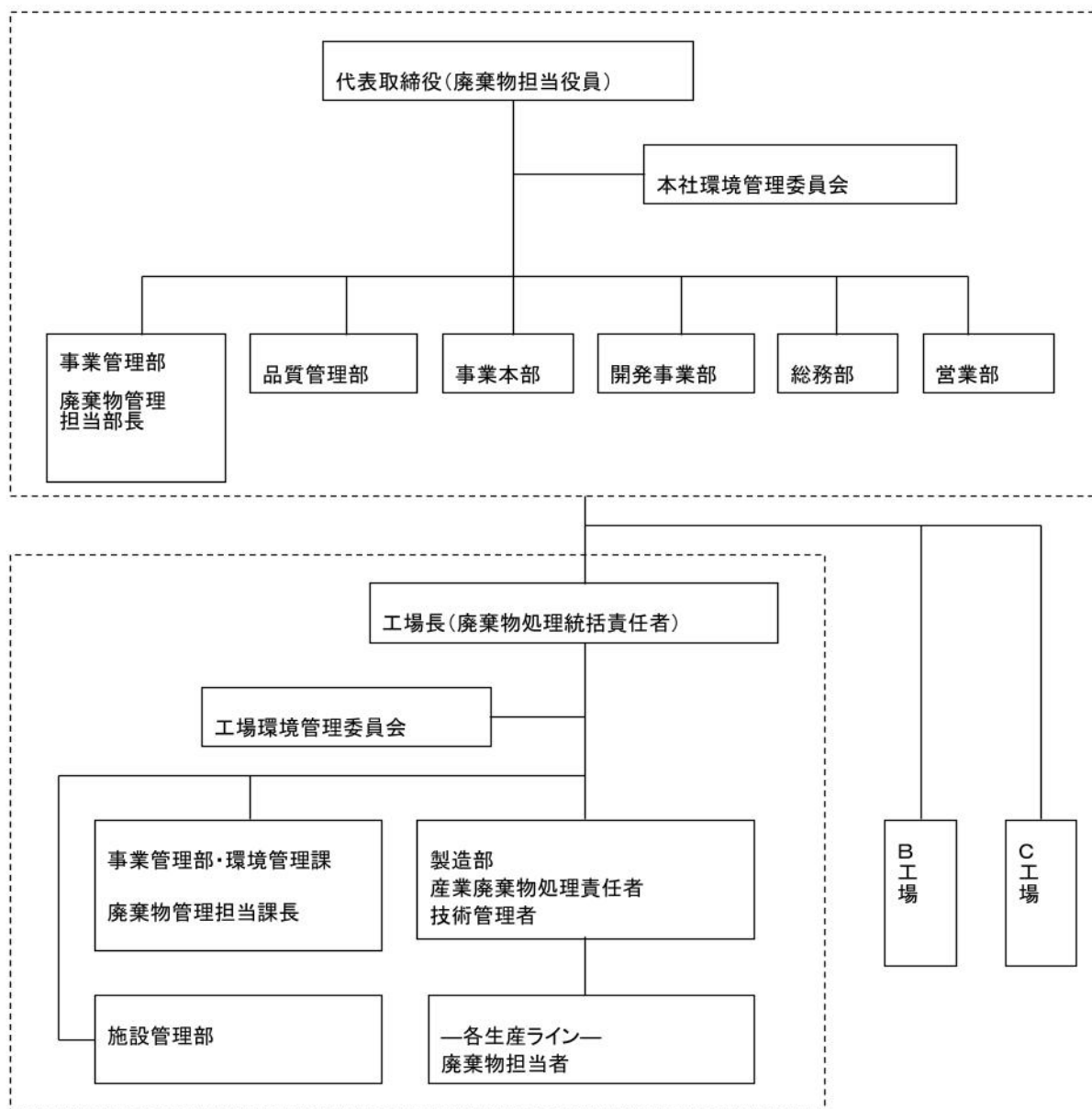
8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

9 電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等)
----	----------------

管理体制図の例



別紙 6

令和 6 年度

産業廃棄物処理計画書

中元クリーニング株式会社
本社工場

会社の概要

(1) 会社名

中元クリーニング株式会社

(2) 資本金

4,500 万円

(3) 従業員数

427 人（令和 6 年 6 月 25 日現在）

1 当該事業場(本社工場)において現に行っている事業に関する事項

(1) 従業員数

230 人

(2) 売上

2,320 百万円

(3) 生産概要

本社工場ではお客様からお預かりした衣類のクリーニング及びホテルや病院などにお貸しした自社製品を洗濯しています。また、当工場では木材（バイオマス）を燃料とするボイラーを導入し、環境にやさしいエネルギー生産を行っています。

(4) 産業廃棄物発生フローシート

図 1 木屑焼却灰発生フローシート

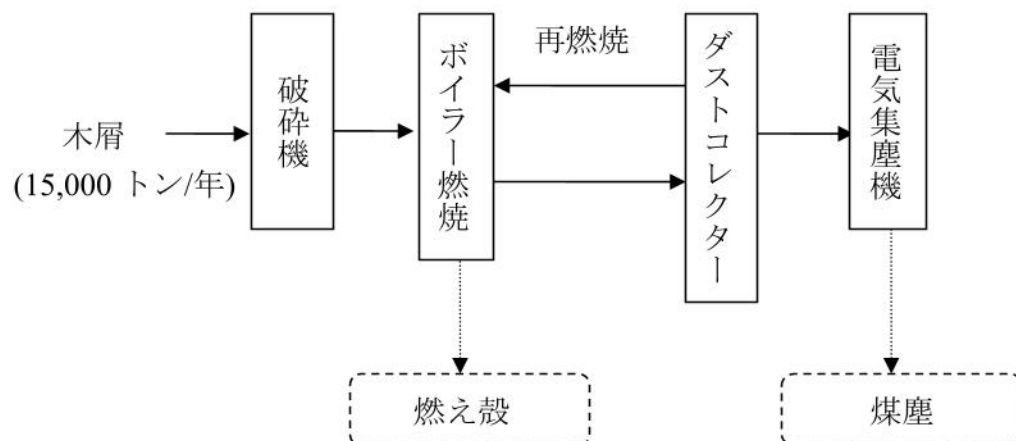


図 2 ドライクリーニング廃液、汚泥発生フローシート

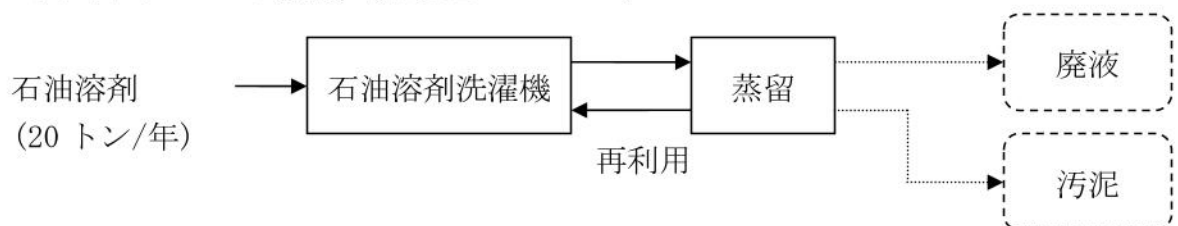
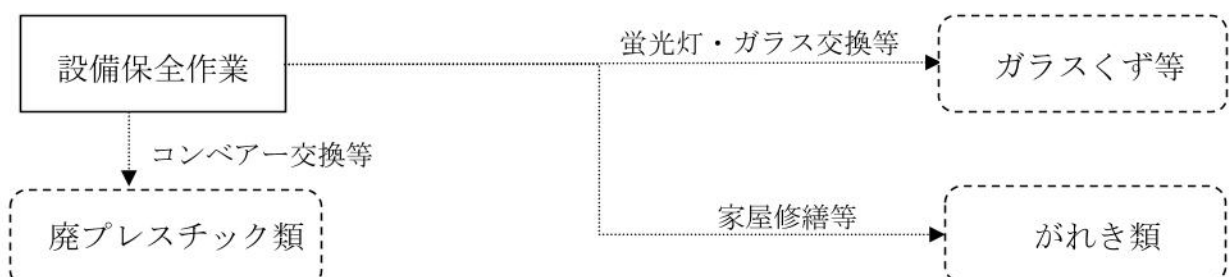


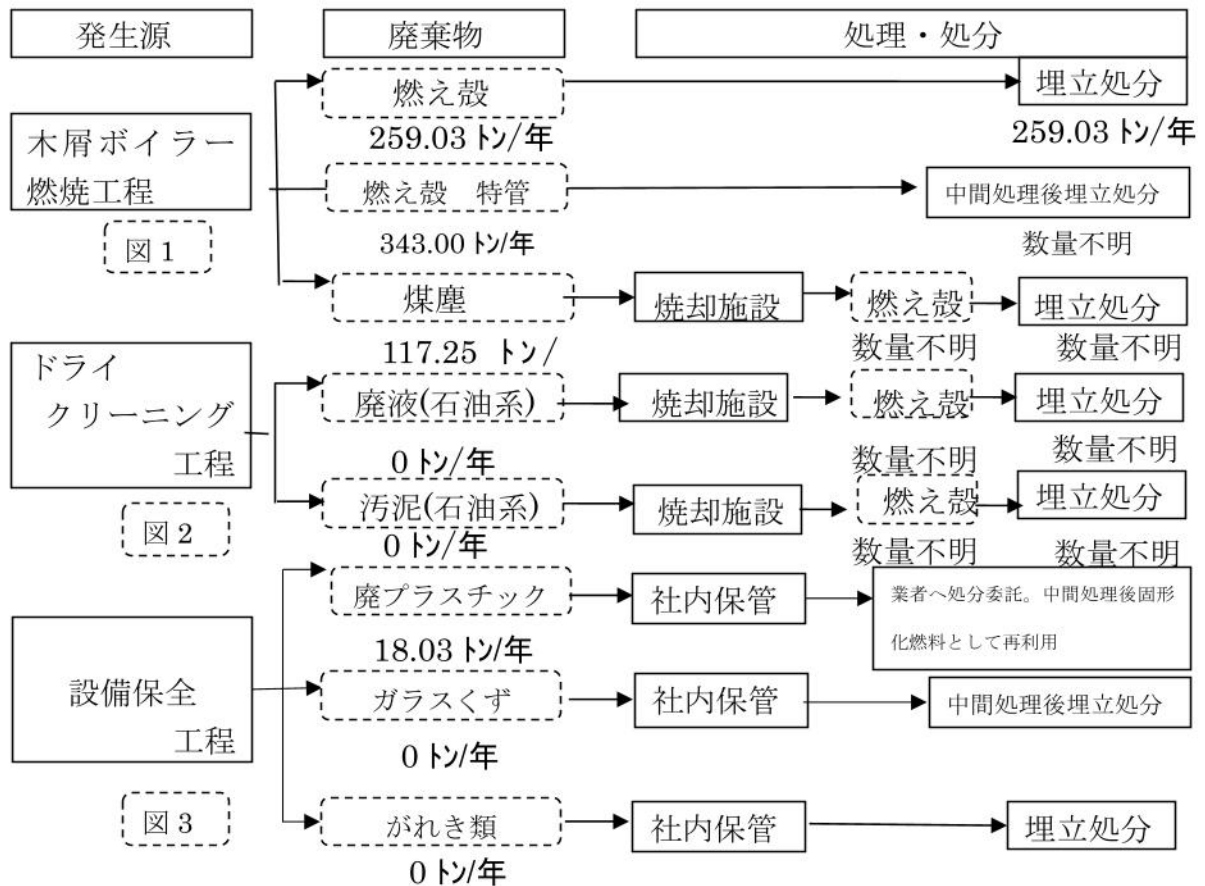
図 3 その他廃棄物発生フローシート



(5)事業展望

家庭向けクリーニングは、衣服のカジュアル化や家庭用洗濯機の高機能化などによって生産量の減少が予想される。一方、ホテル向け、病院向けクリーニングについては安定的な成長が期待でき、総合的には生産量は横ばいであると予想される。

(6)産業廃棄物フロー図



(7)連絡先

担当者 中元クリーニング本社工場 管理課 吉原 唯志
電話番号 0847-62-2233

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

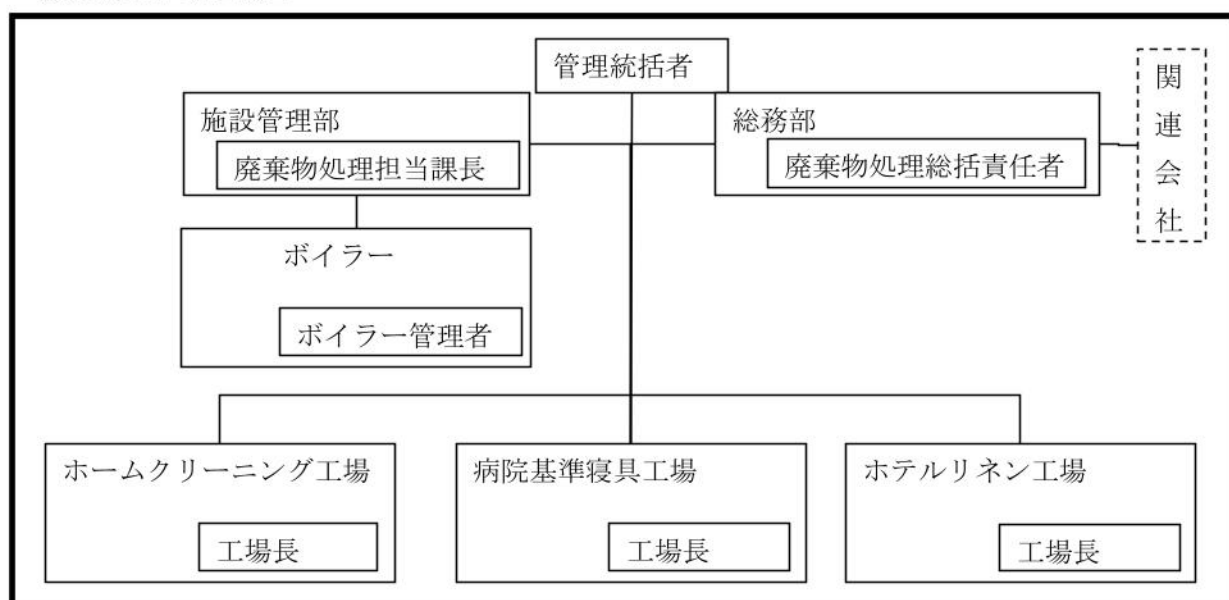
(1)管理者及び管理組織図

- ①統括責任者 本社工場 管理課 部長 藤井 考之
 - ②廃棄物担当 本社工場 管理課 吉原 唯志
- 組織人数 3 人

③役割

廃棄物処理総括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物管理担当課長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

④廃棄物管理組織図



(2)管理体制の強化

① 管理体制（組織）

工場内の各部署と協力し、横断的に廃棄物処理に対応する。

② 管理方法

廃棄物管理規程及び廃棄物化回避のための生産工程について検討する

(3)教育

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、安全衛生会議での報告や社内掲示板への掲示等で従業員らに知らせる。

(4)情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

4 廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

発生抑制

- ・ 生産効率を上げ工場稼働時間短縮により木屑使用量を抑制する。
- ・ 重量あたりのカロリーの高い良質な木屑の使用割合を高めるよう努める。
- ・ 木屑の燃焼効率、ボイラー効率を高め、燃え殻の発生量を減少させる。

再生利用

- ・ 燃え殻のコンクリート利用等、資源化を検討する。
- ・ 再生利用ルートを模索する。

中間処理

- ・ 木屑の燃え殻を再燃焼させ最終重量を減少させるための中間処理を行う。

その他

- ・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
- ・ 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

(2) 廃棄物処理の現状

当工場から発生する主な産業廃棄物は木屑ボイラー燃焼工程からの燃え殻、煤塵(特別管理産業廃棄物)とドライクリーニング工程から排出される廃液、汚泥(特別管理産業廃棄物)である。そのうち木屑ボイラーから発生する廃棄物が大半を占めている。

煤塵及び、ゾール廃液について、中間処理及び最終処理は委託処分をしている。ゾール廃液は年間1トンほど発生するが数量が一定になるまで保管する。

木屑は破砕機により破砕し燃焼効率を高め、さらに一度燃やした燃え殻を再燃焼させることで燃え殻の発生量を抑制している。しかしながら、発生した燃え殻は火の気があり、水をかけ消火しているため燃え殻に水分が含まれており、実際発生量よりも重量が重くなっている。

ゾール廃液について、有機溶剤を多量に用いていた布団洗浄工程を見直し、すべて水洗いに変更しているため使用量を大幅に減らし、現在はほとんど発生していない。

その他の廃棄物として、設備保全の作業工程でコンベアーのベルトや蛍光灯、スレート、がれき等が発生する。年間の発生量は多くないので、一時的に保管し適宜処分している。

産業廃棄物の種類別発生・処理状況(令和 5 年度実績)特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類	工程	性状	発生量(トン/年)	処理方法
燃え殻	図 1	固化状	277.06	埋立処分
燃え殻 特管	図 1	固化状	343.00	中間処理後埋立処分
煤塵	図 1	粉状	117.25	中間処理後埋立処分
ガラスくず等	図 3	固化状		中間処理後埋立処分
石綿含有産業廃棄物	図 3	固化状		中間処理後埋立処分
がれき類	図 3	固化状		埋立処分
廃プラスチック類	図 3	固化状		中間処理後固形化燃料として再利用
合計			737.31	-

産業廃棄物の種類別性状の説明

燃え殻	ボイラー燃焼室からの灰。消火のため水分を含んでいる。
煤塵	電気集塵機に集められた灰。
ガラスくず等	割れた蛍光灯やガラス容器。廃石膏ボード
石綿含有産業廃棄物	工場屋根材のスレート。アスベストの含有は不明だが、処分料よりも分析費用の方が高い為、アスベストが含有しているものとして処分。
がれき類	自社による家屋解体後のコンクリート片やレンガ。
廃プラスチック類	コンベアーの廃ベルト。

産業廃棄物処理の課題

発生抑制	・ボイラーの老朽化及び、蒸気配管の欠損による蒸気漏れが有り、必要以上の木屑を使用しているため、結果として廃棄物発生量が多くなっている。【燃え殻、煤塵】 ・木屑の需要に対する供給量は一定ではなく、良質な木屑のみを選別して使用することは困難である。【燃え殻、煤塵】
再生利用	・燃え殻を土木資材としての再利用を行う業者に関する情報が不足している。また、再利用に伴うコストと埋立処分によるコストの比較を行う必要がある。【燃え殻】
その他	産業廃棄物を委託業者に受け渡した後、最終埋立重量がいくらになったのか等、マニフェスト伝票以外に把握していない。【煤塵、ゾール廃液】

5 産業廃棄物の削減に関する事項

廃棄物の種類	発生量実績 トン/年 R5 年度	発生量計画 トン/年 R6 年度	排出抑制量 トン/年	具体的な取組み
燃え殻	259.03	240	-19.03	生産効率を上げ工場稼働時間短縮により木屑使用量を抑制する。
燃え殻 特管	343	330	13.00	- 生産効率を上げ工場稼働時間短縮により木屑使用量を抑制する。 - 木屑の燃焼効率、ボイラー効率を高め、発生量を減少させる。 - キレート剤を使用し減らす。
煤塵	115.26	100	-15.26	- 生産効率を上げ工場稼働時間短縮により木屑使用量を抑制する。 - 木屑の燃焼効率、ボイラー効率を高め、発生量を減少させる。
ガラスくず等			-	
石綿含有産業廃棄物				
がれき類				
廃プラスチック類	18.27	18	-0.27	